

【HP 番号】彦根市ホームページにもより詳しい情報を掲載している場合は、ホームページ番号を表記しています。彦根市ホームページのトップ画面にある検索欄にホームページ番号を入力すると、該当ページに直接アクセスすることができます。

お知らせ

育児休業代替任期付職員採用試験（上級一般事務、上級建築技術）

🕒（第1次試験実施）10月9日（土）
📍 市役所本庁舎（元町）
📄 <試験区分・職務内容・人数>
①上級一般事務（育児休業代替任期付職員）・一般行政事務・1人
②上級建築技術（育児休業代替任期付職員）・建築に関する設計、監督、建築確認等の業務および関連する行政事務・1人
📄 9月1日（水）8:30～10月4日（月）17:15に原則彦根市電子申請サービス
📄 受験資格など、詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。
📞 人事課
☎ 30-6106 📠 22-1398
【HP 番号：17451】

パートタイム募集（障害者求人）

【業務内容】パソコンによる文書作成・計算事務、相談・受付等の窓口業務など（事務補助）
【人数】1人
【任期】10月1日（金）～令和4年3月31日（木）
※試用期間は1か月間（実勤務日数が15日に満たない場合は延長）
【勤務時間】9:00～15:45（休憩1時間含む）
※週20時間以上で相談可
【基本給】時給980円
【その他手当】通勤手当
【勤務場所】市役所本庁舎（元町）、福祉センター（平田町）、くすのきセンター（八坂町）ほか
※採用決定時にお知らせします。
📄 条件 パソコン（MicrosoftのWord、Excel）の基本的操作が可能なおこと
📄 ハローワーク彦根に電話
☎ 22-2500
📄 選考 面接 🕒 9月17日（金）8:45
📍 市役所本庁舎
📞 人事課
☎ 30-6106 📠 22-1398

請求はお早めに！年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、年金に上乗せして支給されるお金で、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援する制度です。

受け取りには請求書（はがき型）の返送が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（彦根年金事務所）が実施します。請求書の返送はお早めをお願いします。

📄 <老齢基礎年金を受給している人>
次の要件を全て満たしていること
▶ 65歳以上
▶ 世帯員全員の市町村民税が非課税
▶ 年金収入額とその他所得額の合計が881,200円以下

📄 <障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人>
▶ 前年の所得額が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円（※）」以下
※同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

📄 <年金生活者支援給付金を新たに受給できる人>

対象者には、日本年金機構から請求手続きのご案内が8月末から順次届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し、切手を貼って、早めに送付してください。

📄 <年金を受給しはじめる人>
年金の請求手続きと併せて彦根年金事務所へ請求手続きをしてください。



📄 保険年金課
☎ 30-6136 📠 22-1398
【HP 番号：11016】

9月25日（土）は粗大ごみ（小型家電を含む）を清掃センターで受け入れます

🕒 9月25日（土）8:00～11:00
📄 ※住所確認のため、運転免許証などを提示してください。
※受け入れは粗大ごみ（小型家電を含む）に限ります。
※粗大ごみの受け入れは有料です。（大きさが1m未満の小型家電は無料）。
※割れていない蛍光灯・電球なども受け入れます。
※テレビなどの家電4品目は家電リサイクル法対象品のため引き取りません。
※混雑を回避するため、誘導員の案内にご協力をお願いします。

📞 清掃センター
☎ 22-2734 📠 24-7787

事業所の優良従業員表彰

彦根市と彦根商工会議所・稲枝商工会では、市内の事業所などに勤務する従業員で、本市産業の発展に尽力し、その功績が特に顕著な人を表彰します（選出は事業所の推薦によります）。

📄 <対象・表彰基準>
▶ 勤続年数が15年以上の人
▶ 企業の振興に寄与するなど表彰に値する人
※詳しくは各提出先のホームページをご確認ください。

📄 <推薦期限>
9月24日（金）（必着）

📄 <推薦用紙提出先>
地域経済振興課（元町）、彦根商工会議所（中央町）、稲枝商工会（稲部町）
※推薦用紙は、各提出先にあるほか、彦根市、彦根商工会議所、稲枝商工会のホームページからダウンロードできます。

📄 <表彰式>
🕒 11月19日（金）
📍 彦根商工会議所大ホール
📄 ▶ 地域経済振興課
☎ 30-6119 📠 24-9676
▶ 彦根商工会議所 ☎ 22-4551
▶ 稲枝商工会 ☎ 43-2201

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、各事業の実施を中止・延期することがあります。開催の有無や詳しい情報はお問い合わせください。発熱や咳などの風邪症状がある場合、参加を控えていただきますようお願いいたします。

彦根市都市計画公聴会

次の都市計画案を定めるため、都市計画法第16条第1項の規定に基づき、公聴会を開催します。

📄 <都市計画案>
特別用途地区の決定（芹川以北でJR線以西の地域を対象にマーシャン屋やばちんこ屋など一部の用途を制限するものです）
※同計画案は、9月2日（木）～同16日（木）の間、彦根市ホームページで公開しています。
※都市計画課でも閲覧が可能です（平日のみ）。

🕒 9月24日（金）14:00
📍 大学サテライト・プラザ彦根（アル・プラザ彦根6階）（大東町）A・B教室
📄 公聴会では公述人として意見を述べるができますので、詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。

📄 都市計画課
☎ 30-6124 📠 24-8517
【HP 番号：17112】

9月は「同和問題啓発強調月間」です

平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されてから5年になりますが、皆さんはご存じでしょうか？この法律は、誤った認識や偏見に基づく部落差別が、現在もなお存在していることを明記し、「部落差別は許されないもの」「解消すべき重要な課題」とあるとの認識のもとに、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

この機会に、部落差別について正しく理解し、自分自身の問題として考えることで、差別や偏見をなくしましょう。

📄 人権政策課
☎ 30-6115 📠 24-8577
【HP 番号：14059】

園芸作物の出荷拡大をする農業者を支援します（2次募集）

農業者などが、園芸作物の出荷拡大を行うために導入する農作業用機械などにかかる経費の一部を助成します。

📄 【助成率】4分の1（50万円が上限）
📄 次のいずれかに該当する人
▶ 市内在住の農業者
▶ 主として彦根市を拠点とする営農団体

📄 <対象事業>
主として市内の園芸作物の出荷拡大に必要な農作業用機械や施設などの導入にかかる経費
※他の助成（国、県など）と併せて、本助成を受けることはできません。
※20万円以上
※耐用年数がおおむね5年以上20年以下

📄 令和3年9月1日（水）～同22日（水）に郵送・窓口・メールのいずれか
📄 申込者が多数の場合は、費用対効果の高いものを優先して採択します（助成金の交付は予算の範囲内とします）。
📄 農林水産課（〒522-8501 元町4-2）
☎ 30-6118 📠 24-9676

📄 nourin@ma.city.hikone.shiga.jp
【HP 番号：12735】

建物を新築・増築した皆さんへ固定資産税の家屋調査にご協力ください

住宅、倉庫、事務所、店舗など、建物を新築・増築すると、固定資産税（市街化区域内では固定資産税と都市計画税）が新たに課税されます。この固定資産税の税額を計算するために、税務課の職員が建物の調査に伺います。

今年の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、建物内への立ち入り調査をできる限り控え、建物の外観とともに、建物の平面図・立面図などの図面や、仕様・設計書、建築確認申請時の図面などから評価を行います。※お伺いする職員は、検温・アルコール消毒・マスクの着用を徹底しています。

※不明な部分については聞き取りなどで調査させていただくこともありますので、建築主か家族のどなたかの立ち会いをお願いします（30分～1時間程度）。

※留守がちなお宅は、事前に都合のよい日をお知らせください。調査日時を調整します。
※家屋を取り壊したときや、用途を変更した場合（事務所・店舗を住宅に改装、別荘に居住開始する等）は、速やかに届け出てください。

📄 税務課資産税係
☎ 30-6138 📠 22-1398
【HP 番号：3961】

.....（広告欄）.....